

令和元年 第90回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和元年 9 月 18 日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

令和元年 9 月 18 日 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（11名）

1 番 廣 納 良 幸	8 番 藤 森 正 晴
2 番 三 谷 克 巳	9 番 藤 原 裕 和
3 番 澤 田 俊 一	10 番 栗 原 廣 哉
4 番 小 寺 俊 輔	11 番 藤 原 日 順
5 番 吉 岡 嘉 宏	12 番 安 部 重 助
6 番 小 島 義 次	

欠席議員（1名）

7 番 松 山 陽 子

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂 田 英 之 主事 ..... 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事
副町長 ..... 前 田 義 人	..... 真 弓 憲 吾
教育長 ..... 入 江 多喜夫	建設課長 ..... 野 崎 直 規
総務課長 ..... 日 和 哲 朗	地籍課長 ..... 藤 田 晋 作
総務課参事兼財政特命参事	上下水道課長 ..... 真 弓 俊 英
..... 児 島 修 二	健康福祉課長 ..... 桐 月 俊 彦
総務課参事兼情報発信特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 岡 部 成 幸	..... 保 西 瞳

税務課長兼滞納整理特命参事 ..... 和田 正 治	会計管理者兼会計課長 ..... 山 本 哲 也
住民生活課長 ..... 高 木 浩	病院事務長 ..... 藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事 ..... 平 岡 民 雄	病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事 ..... 藤 原 広 行
地域振興課長 ..... 多 田 守	教育課長兼給食センター所長 ..... 藤 原 美 樹
地域振興課参事兼商工観光特命参事 ..... 小 林 英 和	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長 ..... 高 橋 宏 安
ひと・まち・みらい課長 ..... 藤 原 登志幸	

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 90 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

ここでお知らせします。空調設備の今、工事中ということで、若干温度が上がるかもわかりませんが、しばらくの間、御辛抱願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

早速日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 91 条及び 91 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき質問、答弁合わせて 60 分以内となっています。終了 10 分前と 5 分前にブザーを鳴らし、60 分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第 12 条第 1 項において定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためにここで申し添えておき

ます。

それでは、通告順に従いまして、3番、澤田俊一議員を指名します。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。皆さん、おはようございます。

それでは、事前に通告しております内容に基づきまして、順番に質問をいたしたいと思っております。

まず、1番目の項目でございます。地域づくりの担い手となるふるさと町民制度の創設についてであります。集落別懇談会においても、小規模な集落から区の役員の選出や区の運営について、人口減により大変難しくなっているとの声があると聞いております。これからのまちづくりの課題として、住みなれた地域で安心して暮らせる新たな仕組みづくりが求められています。国においては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略基本方針の骨子に、関係人口の創出と拡大が位置づけられております。既に福島県の飯舘村や鳥取県の日野町など、先駆的な自治体と民間のシンクタンクや研究者がふるさと住民票の創設を提言され、その取り組みが始まっております。神河町においても、第2期地域創生戦略、来年度以降の戦略の策定が今、予定されておりますけれども、その戦略の中に、関係人口の創出を位置づけるとともに、まずは地域の共同作業ですとか、伝統行事等の地域活動に参加していただける神河町出身の方、ルーツがある方々を対象に、神河ふるさと町民として登録することで可視化していく、見える化していく。地域の新たな担い手として、公共施設や観光施設の町民料金での利用などを行うことによって、継続的なつながりが持てる制度を創設すべきではないかと考えます。また、神河町出身の方々を大切にする思いを今以上に醸成すべきと考えますけれども、町長の思いを問います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

総務省では、関係人口について、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のことを指すという定義をしており、地方圏では人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面している中、地域によっては、若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されているとされています。神河町においても、関係人口の増加を目指し、「交流から定住」のキャッチフレーズに、今年度からは、「交流から関係そして定住」として取り組んでおり、本年度の各集落において開催しました集落別町長懇談会においても、これまでの交流人口に関係人口を加えて、定住人口の増加に努めていきたいことを説明させていただきました。その取り組みの先駆けとして、町にゆかりのある方々に、ハート大使に就任していただいております。ハート大使制度は、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向け、広く町の魅力発進、町へのアドバイス、応援等により、町のイメージアップや町

の活性化を目的として、平成30年4月12日に神河町ハート大使設置要綱を定めております。これまでに地域振興アドバイザーとして、井上あい子様、この方は、平成24年度から、総務省地域情報アドバイザーとしても活躍されております。次に、神河町出身の、現在、ひょうごボランティアプラザ所長であります高橋守雄様、この方は災害支援アドバイザーとしてもです、御活躍いただこうと思っております。次に、同じく神河町出身でございます少女漫画家、藤原ヒロ様、この方は、要綱どおり、ハート大使ということで、神河町に応援をいただこうということで、少女漫画家としての代表作は「会長はメイド様」ということで、累計570万部を発刊、神河町のイラストなども執筆していただくとともに、読み切り作品では、神河町が舞台となりました「胸キュン上等」などもございます。以上、3名の方に御尽力を賜っているところでございます。また、多額のふるさと納税で御協力をいただいている方として、神河町ふるさとアンバサダーとして、元株式会社テクノスジャパン社長であります徳平正憲様、この方は、福崎町出身ということでございますが、情報システムのコンサルタント会社も運営されている方でございます。その徳平様が代表を務める株式会社ドリーム神戸事務局として活躍をいただいております、神河町出身の岸田貴代一様、この方も、ふるさとアンバサダーとして応援いただいているところでございますが、これらの方は、神河町の魅力ある自然を活用した大河ドラマ等の映画ロケ地活用や、スキー場開発を初め、神河町が県下で一番人口が少ない町でありながら、観光交流からのまちづくりに頑張っている姿に、神河町にゆかりのある方が先導役となっていたいただきながら、町の魅力発信とふるさと納税に御協力をいただいているものでございます。

そのほか、ふるさと納税につきましても、毎年神河町にふるさと納税していただいている方々も多数いらっしゃるわけでございます。先ほど申し上げましたアンバサダーとしての2名の方については、神河町が作成をした名刺をお配りし、そのほかハート大使の方も同様に名刺をお配りさせていただいて、神河町のPRに努めていただいているところでございます。

また、若い世代の県立大学のインターンシップの受け入れや、以前澤田議員も職員時代にお世話いただきました神戸学院大学の神河プロジェクト、さらに最近では、大阪医科大学の高校生と医学生のための地域医療体験プロジェクト、そしてかみかわ木造インターンシップでは、日本工科大学校や東播工業高校、遠く沖縄からも学生が参加するなどの一つの取り組みでございます。これらの取り組みも地域の頑張りを継続した取り組みの中で今があるということから考えますと、まちづくりはいかに継続、そして多くの方にかかわっていただけるかということも大きなポイントであると思えますし、外から見た目線や、さまざまな角度からのまちづくりへの参加を誘導していくことは、地域力の維持を図る上で、非常に重要な視点であると考えています。

議員御提案のふるさと町民制度は、町の情報をお伝えすることで、縁のある方々に神河町の力になっていただけるための仕組みであり、いわば神河町のファンづくりとも言

えます。一方で、人口減少、高齢化の進む中で、地域の環境維持や伝統文化の維持など、地域の皆様と一緒に活動いただき、ともに喜びを感じ合っていただく活動も必要であると感じています。全ての人にふるさとがあり、また同級生や家族はもちろん、全く神河町とゆかりがない方でも、神河町を訪れていただいて、神河町の魅力を感じていただく、あるいは好きになっていただくことから、つながれるところ、協力や応援できるところで協力し合う、その意味では、私たちはどんどん受け入れる環境を充実させていくことが求められていると感じています。第2期地域創生総合戦略において、さらに重点化を行いながら、「大好き！私たちの町かみかわ」をしっかりと共有し、町民協働の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、澤田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、町長から御回答をいただきました。この間、神河町へいろいろと協力をいただける方の開拓、またいろいろな意味での若者のいろんな支援を町の運営に取り入れていく、いろんな取り組みをやってこられました。これについては大変敬意を表するところでございます。また、第1次の地域創生戦略においては、いわゆる少子化対策、そして若者定住という部分について、大変いろんな取り組みをされて、一定の成果もあると。そういう部分では大変評価をするところでございます。

そういう中で、きょうお手元に、議長に許可を得まして1枚のペーパーをお配りしております。これの裏側、この関係人口とはという部分をまず見ていただきたいんですけども、これは、総務省がことしの3月に示した「関係人口の創出に向けて」であります。今、町長から答弁があったとおりであるんですけども、私は過去、町職員であった時代にも、いわゆる初期の都市農村交流事業というものにも取り組んできました。例えば兵庫県の部分では、ふるさと青年協力隊というような、そんな事業もございました。国が言う、当時、最初に交流人口ということで国が言い始めたときの交流人口というのは、今、国が次の戦略で言おうとしてる関係人口づくりやったんですね、実は。地域で困っていること、そういうことを青年の力をかりることによって解決していこう、そして継続的なつながりを持っていこうという、そういう取り組みがございました。例えばリンゴのオーナー制度をやっていた時期には、そういうリンゴの袋かけ作業ですとか、地域としてはなかなか取り組めない、そういう部分を若者の力をかりてやっていこうという、そういう取り組みをやってきたわけなんです。当初国が言っていた交流人口っていうのはそういう意味を持っていたんですね。それが、その時の経過とともに、20年、30年たつとともに、その交流人口というのは、この回答の中にもありますけども、神河町のファンづくりというか、そしてそのファンに求める経済効果というか、そういうふうに少し、当初との思いが違う方向に今、行っていると思うんです。そして、我々も今、いろんな観光施策の中で、観光施設をどうやっていくんだという中で、費用対効果ばかりに目が行って、本来のその交流とか、そういう部分の意味をのけてしまって、費用対効果の

経済部分ばかりを追求しようとしている。そういう流れになってきてしまってるんですね。そういう中で、そういう交流に国のほうも行き詰まる中で、今度は関係人口ということで、また新たな言葉が出てきたんですけども、その関係人口のイメージの中には、交流人口、関係人口、いわゆる定住人口、住民ですね、そういうつながりがあって、町とのかかわりということになると、交流人口についてはほとんどかかわりがない。関係人口については、少しかかわりがあるって神河町に何度も訪れる人とか、そういう定義があるんですけども、私自身、きょうの一般質問で町長の思いを聞いたかったのは、担い手となる人なんです、今からのまちづくりに。担い手となる人をどうつくっていくか。そういうことを聞きたいんですね。

ことしの各集落別懇談会で、各集落でこういう人口とか世帯数の推移を詳しくつくったものを配られました。これで実態はわかるわけなんですけども、それに加えて、いわゆる担い手というのは現実にもあるんじゃないかなと私は思うんです。私が言いたいのは、ファンをつくることじゃなしに、実際、あれですね、このたびの第2次の神河町長期総合計画をつくる段階でも、神河町の弱みとして地域力の低下ということが上げられて、地域のつながりが希薄化している、人口減少、人口密度が低くて、人口1人当たりで維持すべき土地が広いので、安全安心の維持が難しい、少子高齢化、消防団、PTA、子供会、お寺やお宮の役、ボランティアなど、若い人の負担が大変大きくなってきているという、そういう御意見もあります。そういう中で、これからのまちづくりの課題として、第2次長期総合計画では、住みなれた地域で安心して暮らせる新たな仕組みづくりが求められていますというふうにあります。なるほど各集落別懇談会で、このような今の現状をお知らせするというのも大事ですけども、こういうふうには人口が減ってきている、そうしたら担い手をどうしていくんだ、地域では担い手を求められている、それをどうつくっていくんだというところが、本当に住民の方々は不安に思っておられるところだと思うんです。

それで、実際にあれですね、交流人口、町のキャッチフレーズとして「交流から関係そして定住」というふうに関係をプラスしてPRをしていくんだということですけども、実際の交流人口というのは神河町にとってはほとんどかかわりがないというか、神河町好きですよという方は、交流人口には入れれると思うんですけども、実際その方々が地域の運営ですとか、地域の防災、介護、医療、福祉、交通、農業関係、農業作業ですとか、草取りとか、溝掃除とか、そういった担い手になっていくかということ、まず期待できないと思うんですね。そういう中で、私は、地域内にルーツがある、このイメージ図の中にもありますけども、やはり地域内にルーツがある方々を神河町の今後の担い手として位置づけていく、そういう制度をつくることできないかということをお願いしたいんですけども、私の今の思いを聞いていただいて、何かコメントございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員の再度の御質問でございます。

要するに、関係人口ということで、私の思いは、2つのこの関係人口というのがあるかなというふうに思っております。

一つは、これまで取り組んでまいりました、まずは交流人口、神河町に訪れていただくというところを入り口としながら、神河町を気に入っていただいた方々がリピーターになっていただいて、そして再度訪れていただく、その積み重ねの中で、例えば観光協会の神河応援隊であったり、そして私も、個人的にもう自称かみかわ応援団なんだというふうな方々もたくさんお話もさせていただいています。そういった方々をいかにふやすか、ここが将来定住につながっていく、このまちづくりであるというふうに考えて、今も進めているところでございます。澤田議員が言われていらっしゃるの、もう先ほど説明されたとおり、まず、神河町ゆかりの方々に神河の応援団というふうな形でかかわっていただくという、この2通りの関係人口があらうかと思っております。私はいずれどちらとも必要であるというふうに考えております。その中で、執行部としても、この澤田議員の言われる関係人口の創出というところも議論をさせていただきました。もう既に、先進地の事例もあるわけでございます。そういったところを、もう少し聞き取りもさせていただきながら考えていければというふうに思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そうですね、町長言われるとおり、そういういわゆる神河にとっていろんなアドバイスをさせていただいたり、協力をさせていただく、そういういわゆるファンとか応援団という立場と、やはり担い手となっていただく、そういう人をふやしていく、二刀流でいいと思うんです。そういうやり方で進めていくべきだと思うんですが、今までは片方のそういうアドバイスしてもらったり応援団をふやしていこう、それが定住に結びついていくということだったんですけども、私が言いたい、いわゆる担い手づくりの可視化というのは、ひょっとすると定住には結びつかないかもしれません。

実際に、きょうの資料の反対側を見ていただきたいんですけども、これは九州大学の名誉教授の徳野貞雄先生が、若いときから中国地方とか九州の農山間地域に入ってきて、いろんな集落の困り事とか実態を調査されて、一つの方向性を示された資料の一部なんですけども、それで徳野貞雄先生については、道の駅の創出者、命名者でもございます。道の駅の考え方を創出された方でもございます。少し御紹介をしておきます。徳野先生が実際に集落に入っていていろいろと聞き取り調査をされると、若者が都会に出て行って帰ってこないんやという実態はあるんですけども、よくよくそこで話を聞いていると、週に1度は孫と車でやってきて、米とか野菜をとりにくるんやと。家の用事もして帰ってくれるんやと。ついでに病院にも連れていってくれると。あと田植えとか稲刈りも子供たちが帰ってきて手伝ってくれるんやと。実際、皆さん少し思い浮かべてください。例えば、周りの状況を見てても、ふだんは神河町に住民票がない人でも、土日にな

って帰ってきて、家の周りの掃除をしたり、農作業をやっておられる方を見かけられると思うんです。実際の集落の作業のときにも、ふだんはおられない方が、あれどこの息子さん、あれ誰っていう人が中にはおられると思うんです。中にはよく知った方もおられると思います。住民票がない方でも、そういうふうに戻ってきて、集落の運営に携わる、家のいろんな作業に携わるっていう、そういうことが現実としてあると思うんですね。それを私は可視化できないかということ言ってるんです。

これは、きょうお配りしてる資料は、福岡県の八女市の白木地区のある集落の状況なんですけれども、上の図が実際高齢化が進んだ、いわゆる住民基本台帳上の人口であります。住民基本台帳上の人口。総数が133名、65歳以上の高齢化率を見ると、実に45%という集落なんですけれども、そこでいろいろと聞いてると、先ほどのような話が出てきて、ふだんはいないけども土日には帰ってきてくれて助かってるといふ、そういう状況があるわけなんです。そうしたら、そういう状況を一度地図に落とししてみようということで、各集落のいわゆる各家の名前が書いたような地図をつくって、そこに住んでおられる方は何人おられるか。そうして、お父さん、お母さんがおられて、おじいさん、おばあさんに当たる人もわかりませんが、その方がおられて、実際子供さんがおられます。子供さんがどこに住んでおられますか、いや、こっから30分の福崎に住んでおられます、姫路に住んでおられますって、そういう状況をその地図上に落としていって、いわゆる車で40分以内ぐらいの人口を、人口といいますか、住民基本台帳に加えて、その家とかその集落の担い手となっておられる人を足していくと、それがその下の図のゼブラの部分、人口133人のところに、その家の息子さんとか、娘さん、そしてお孫さんとかで、時たま帰ってきてやってくれるよ、村の祭りにも参加してくれるよっていう人が124人も出てくるわけなんです。そうしていくと、住基上は133人の集落なんですけど、その村を運営している、またにぎわいをつくっている、そういう人を加えると257人の集落になるわけです。高齢化率は27%になっていきます。

こういう今まで行政がやってきたことっていうのは、あくまで住民基本台帳上の人口、そしてそれがふえること、それが減らないことということでいろんな取り組みをやってこられたと思うんですが、一度、本当に手間がかかることだと思うんですけれども、実際神河町内でもそういうことがあると思うんです。ふだんは町の中心部で住んでおられますが、毎日自分の生まれ育った集落に戻って畑仕事、田んぼ仕事をやっておられる方、今はそういう町営住宅とか、そういう分譲地に住んでますけれども、消防団員として、地元、生まれ育った集落で活動されている方、そういう方もあると思うんです。それは神河町の住民の範囲ですけども、それに加えて、今私が言いましたように、本当に近隣、福崎、市川、姫路、時には神戸に住んでおられても、何か困ったことがあったり、集落で用事があるときには助けてもらえる。そういう人口というのを、私は、国が言っているこの関係人口ではなくて、国が言ってる関係人口というのは、今までの交流人口の、私は置きかえただけだと思うんです。この神河町版の真の関係人口を神河町としてつ

くっていただけないかなと。実際はこういうデータをつくろうと思ったら、本当に各集落に入って、集落の実態を見ながらやっていかんとあかんで、時間がかかります、地道な作業です。ですけども、そういうことをすることが、各集落の元気づくりになっていくと違うかなと。これに加えて、各集落別懇談会で配られた表に加えて、実際この集落では、こういうふうになりますよねっていうふうになっていくと、集落も勇気が出るというか、やっぱり頑張っていかなあかんという思いになっていただけるん違うかなと。私はそういう思いでおるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問の趣旨、それから思い等々は十分に理解した上での発言ということで、発言をさせていただきたいと思います。

まず、町長が2回目の答弁のときにお話ししました先進地の状況を聞き取りながらという表現をしています。これについては、もう既にやっているところがわかっているわけですから、実態また効果を聞きたいと思ってます。一方で、御質問の中にあります関係人口、地域の担い手になり得る方々の人口を可視化できないかということに関してなんです。これに関しては、それも一つの方法として、地域の方々が可視化することによって元気になる、地域が盛り上がっていくということにつながる、また担い手となる方のやりがいにつながるということであれば、効果はあるかなというふうに、今思っております。この可視化するしないにかかわらず、既にやっている方はやっているということかなというふうにも一方では思っております。大切にしたいのは、かかわってる方々の気持ちを大切にしたいと思っております。行政が一方的に可視化しますよ、調べさせてくださいっていうふうにやるのが、果たしていいことであるのかどうかということだと思ってます。

今回、質問の根底にあります町長懇談会の折に、役員を出すのが大変厳しくなってきたというふうな発言が、複数のところから出たというふうに記憶しております。このことに関しまして、地域の方が本当に困ってきて役員が出せないということになってきたときにどうするのかということになるんですが、その際は恐らく同じ人がやる、もしくは複数の区で交代でやろうとか、もう少し役員の数全体として減らしてくれないかといったような相談があろうかと思えます。もちろんそれを待つだけではだめなんです、現在まちづくりに関しましては、できるだけ地域の方と会話をしながら、地域の方と一緒に汗をかくと、協働ということで進めていくべきであろうというふうに思っております。そんなことがありますので、いろんな可能性として今、御質問をいただいていることには、調査をしたり研究をしたりというふうには取り組んでまいりたいと思うんですが、まずは地域の方の声というのを聞いて動くというふうなところにスタンスを置きたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） もちろんそうであるべきですし、そうでなければならな

いと思います。私が言いたいのは、今のまま、例えば第2次、そうして関係人口ということになると、最初の答弁にあったように、やはりその交流から関係、定住っていう、結びつけようとする国の考え方が、そのまま神河町の次の戦略に位置づけられるだけじゃなしに、きょう私が言いましたような、こういう発想というか、実際に現実としてもそういう動きがあるので、それを可視化するというのは、それを町民制度として、あなたふるさと町民ですよということが果たしていいのかということも実は疑問にあります。ですけども、実態としてどうなんやと。こういう人もないっていう集落は本当に困ってる集落ということになります。行政が今までやってこなかったことですので、それをぜひとも次の戦略の中では、そういう担い手、近隣市町に住んでる神河町出身の方々を担い手の候補、そしてまた、今担い手となっておられる方々は、将来にわたっても担い手としてやっていただけるように、そういうトップダウンではなしに、そういうまちづくりをしたいんやということを、ぜひとも次の戦略の中に位置づけていただきたいなという、これはお願いというか、こういう発想でやっておられるともありますよということです。

ふるさと町民制度で町民カードを出しておられるっていうところは、いろんなものがあります。既にいろいろと研究されてると思いますけども、いわゆるふるさと納税をやっておられる方、それもカードを出しておられる方もありますし、それじゃなしに、私は、いわゆる担い手となる人々。集落運営に困っておられる部分について、担い手となる方々を、ぜひとも開拓して行って、それを可視化していただきたいなと同時に、町長もおっしゃいました、町としてはいろんな形でアドバイスしていただける方、そういう方、応援していただける方っていうのを、町の運営としては大事にすべきですし、集落運営としては、実際に今、そういう姿があるわけですから、ぜひともそういう流れを、流れというか、そういう神河町としてのまちづくりの思いを、町民の代表の意見を聞きながらですけども、次の戦略の中に位置づけてほしいなと思うんですけども、最後に町長、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 最後に町長から答弁させていただくとして、今、澤田議員のほうからいただきました、地区の運営、集落運営等々につきまして、次の総合戦略の中でという御提案をいただいているというふうに思っています。そのことについては、当然総合戦略の中で、こういう意見をいただいたわけですから、テーブルに上げていくという作業はしようというふうに思っております。その中で、第1次の総合戦略のキーワードは、人口対策というところでしたので、人口にフォーカスしたというか、スポットを当てたような展開をしてきたということで、今回いただきましたキーワードとしては、集落運営というふうなキーワードも一つ加えていただいたというふうに受けとめさせていただきます。次の段階ではいろいろと研究をしたりとかする中で、委員の皆様と議論をしながら進めていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 結論から申し上げますと、神河町人口減少、どうしても食い止めるとするのは難しい状態があるわけです。しかしながら、下を向くわけにはいきません。後ろ向きな考えでは絶対だめだというふうに私は思っております。やる前から問題点の整理をして、問題があるからやっぱりやめとこうではだめやと思っております。プラスとマイナス比較して、プラスのほうが多いのであれば、当然挑戦すべきというのが神河町のこれからやらなければいけないことだというふうに思っておりますので、そこを基本にしながら進めていきたいというふうに考えております。その中で、集落運営を今後どうしていくんだと、担い手をどうつくっていくかというところを考えたときに、澤田議員が言われるように、その集落、その町出身の方々にぜひ協力していただく、これは当然やというふうに思っているところでございますが、やはり最終的に真の担い手となっていただくとしたときに、やはりそこに定住していただくことが、その地域の方々と人間関係、きずながより強まって、そこに本当にその集落が元気になっていくという要素がスタートすると、そういうことかなというふうに思っております。神河町に全く関係のない方、Jターン、Iターンの、そういった方々が神河町に移住していただいておりますけども、数年間神河町で生活する中で、そのときは現役であったと、そして定年されてからは、地域の田んぼを借り受けて、今、農業に一生懸命取り組まれているという移住者の方もいらっしゃるわけです。そこには、数年間地域に根づくことによってきずなが生まれて、そして現在に至っているということかなというふうに思っています。そういうふうないろいろな形での関係人口があらうかと思っておりますので、欲張りではございますが、もう可能性があれば積極的に挑戦したい、私はそのように考えております。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ありがとうございます。私、その関係から定住というのを否定するものではありません。そういう方がおられたら本当にうれしいことですし。ですけども、定住はしないけども担い手としては活動をしていく、そういう方々をぜひとも、そういう方々が本当に神河町にとっては、今後頼りになる担い手となる方々だと思いますので、お願いしたいと思います。

ちょっと最後になって言ったんですが、もう1点、神河町出身の方々を大切にしたいという部分で、今、最初の答弁で少し町長のほうからもいろいろとアドバイザーですとか、そういう応援の方々の名前も出てきたんですけども、たしか去年ですか、県庁の職員で、神崎郡出身の方々と交流会ってというのが立ち上がったというふうにお聞きしたんですけども、私、神河町出身の県の職員の方々ってというのは、大変大事にすべきだと思うんですけども、その後の取り組みはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 昨年度、兵庫県職員で組織する、兵庫県神崎会というのがス

タートいたしました。そこにそれぞれ神崎郡、そしてまた旧神崎郡といますか、香寺町、また砥堀あたりまで含めた県会議員、市会議員も参加いただいたの、そういった会が発足しております。当然、神河町出身の県職員もたくさんいらっしゃるわけでございまして、そういった方々との交流も、交流といますか、そういうパイプというかつながりができるだけでも、神河町にとって、またこのエリアにとってプラスだというふうに思っております。特にこれとって具体的な行動ということは特にできておりませんが、また11月に今年度の集まりが、総会も計画されておりますので、またその中で具体的な提案ができればというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私がお願いしたいのは、あれですね、県の職員の分厚い名簿が毎年あると思うんですけども、できれば神崎郡もですけども、神河町出身、神河町にゆかりがある方々の、やはりそういう名簿っていうのをそこから抽出していただいて、その方々は今どこでどんな仕事をされてるんやというデータを蓄積することによって、神河町からやはり県庁へ行くときに、いろんな部署の管理職、また担当者が県庁へ行くときの、一つの窓口になっていただく、そういう部分でも大変期待できることだと思いますので、そういうことも今後取り組んでいただければというふうに思います。これはお願いです。答弁は結構でございます。

それでは、時間の関係もでございます。次の2番目の項目に移りたいと思います。安全安心なまちづくりについてでございます。これまでの一般質問におきまして、ぜひ研究したいです、前向きに検討しますと答弁があった次の2点について、その後の取り組み状況を聞きたいと思います。

まず1点は、昨年9月の定例会の一般質問で私が質問しました、太陽光発電施設の建設にかかわる町独自の条例等の制定についてでございます。近隣市町で、やはり町独自の条例、指導要綱をつくっておられて、その背景には近隣住民の十分な理解が得られないまま太陽光発電施設が進められて、困っておられる状況がございましたので、行政指導が行えるような形にできないかということがございました。近隣では、朝来市、多可町、そして昨年の西日本豪雨で太陽光パネルの崩落事故を受けた神戸市は、条例制定の動きが当時はありましたけども、12月の神戸市の定例会で条例制定が既に行われております。そういう問いをしたんですが、上位法との関係等々があるので慎重に対応したい、また近隣の副町長からは、上位法の条例の関係、また市長の権限として発揮できる範囲等が気になるということで、ぜひ研究したいということでした。近くに多可町もありますので、皆さんが、担当の課長さん方勉強していただきたいということをお伝えしましたけれども、その後いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

兵庫県条例等において、平成29年7月1日施行の太陽光発電施設等と地域環境と

の調和に関する条例と、これにあわせて太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則があり、その詳細並びに運用については技術マニュアルに示してありますが、基本的な内容は、5,000平方メートル以上の太陽光発電施設の敷地に関して届け出を行っていただくものでございます。現在、神河町内、特に居住地域に設置されている太陽光発電施設は、大小合わせて36カ所ありますが、設置場所によって、神河町土地開発等土木工事の適正な執行に関する条例に該当するものや、農地転用申請が必要なもの等での届け出をしていただいております。届け出時には、特に太陽光発電施設設置を目的に届け出をされた申請者に対し、申請地の地区代表者、いわゆる区長及び申請地の隣接者の方々の同意を得ること、場合によっては、地元説明会の実施を申請者の方にお願しております。

さて、住民の不安というのは、太陽光発電施設の設置により、生活環境が変化することへの生活不安や、災害に対する不安要素もあると考えておりますので、神河町では、5,000平方メートル未満で1,000平方メートル以上のものについては、神河町環境にやさしい町づくり条例を基本とする太陽光発電施設設置に関する指導要綱で明文化していきたいと考えております。

また、国に対しましては、西播磨市町長会において、適正な再生可能エネルギー施設の設置についてとして、施設設置の企画立案から設計、施工、運用、管理、撤去、処分までの一連の流れについても、適切に事業が実施されるよう要望もしております。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。指導要綱ですが、県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例規則並びに神河町環境にやさしい町づくり条例をもとにした要綱を考えております。ただ、届け出の義務だけですが、特に近隣住民が合意していることが確認できる書類の提出が必須条件と考えており、それに従わない場合は、説明会の開催等で近隣住民の合意を得よう指導を行うこととなります。多可町や宍粟市に確認しますと、届け出をしない事業者はないとのことでしたが、住民とのトラブルは少なからずあるようで、その場合はトラブル解消に努めるよう事業者に指導をしているとのことでございます。また、先ほど町長も述べましたように、太陽光発電施設設置で町民の方々が危惧されるのは、設置に伴う生活環境の変化であると考えますので、事業計画書に周辺地域の環境保全計画と施設廃止後の跡地計画の提出も求めることを考えております。また、兵庫県におかれましては、来年1月から環境影響評価を義務づける方針を固めたとの新聞報道もありました。前回の答弁でも、上位法との関係において、神河町としてどこまで規制することができるかなども検討しながら進めたいと考えております。

以上、澤田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、答弁の中で、県の条例については5,000平米以上なんですね。当時県の条例ができるときに、1,000平米以上にその面積を下限を落とすことができますよという、そういう希望調査があって、そういう1,000平米以上のものということで、町で県の条例の面積を置きかえるっていう市町もたくさんあったわけなんです。お隣の多可町はそれに加えて、事業用の太陽光発電というのは、去年の9月の定例会でも言いましたように、10キロワットアワー以上なんですね。面積にすると約100平米以上なんです。お隣の多可町については、100平米以上、事業用の発電施設については、全て独自の条例で届け出が必要という条例を制定されてますので、ぜひとも面積1,000平米以上ということではなしに、事業用のものについては全て届け出制をとっていただけるような要綱ができないものでしょうか。

○議長（安部 重助君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。今、澤田議員が言われましたとおり、多可町では事業所の10キロワット以上の発電の届け出ということでございます。また、宍粟市におきましても、指導要綱ではございますが、10キロワット以上の施設について届け出を義務づけております。その辺、今後内部で検討させていただきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ぜひとも事業用については全て届け出をということで、要綱の整備をお願いしたいと思います。実際、福本地内でも、去年のこの一般質問をした後でも実際の設置があって、結果的には町の条例、要綱がないわけですから、地元の区長さんと設置業者さんが覚書を交わしていくということなんですけども、実際、それで覚書があったとしても、やはりそういう住民の安全安心なまちづくりについての何かトラブルがあったときに、指導できるっていうのは、やはり町の立場だと思いますので、ぜひともこの回答にあったように、設置の、いわゆる指導要綱を、100平米以上、事業用全てについて適用の指導要綱をお願いしたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 建設課長が答弁したとおりでございます。私のほうからは、その設置要綱というのものもあるんですが、この事業規模もあります。今、兵庫県の町村会あるいは西播磨市町長会の要望などもそうなんです。一番我々危惧しておりますのは、20年買い取り後のその発電設備の処分ですね、そこをどうするんだというところが、実は明確になってないというのが現在の法律だというふうになっております。そのようなことから、町村会としても、また西播磨市町長会としても、特に町村会長、佐用町長なんです。経済産業省のほうに出向いて、強くそういった買い取り終了後の対応といいますか、そういうところをやはり国においてしっかりと法整備しなければだめだというふうなところを言っているところでございます。そこが一番問題なのかなと、私自身思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 跡地のことも含めて、今、町長言われたとおり課題です。そういうことも含めて、今後の協議をお願いしたいと思いますが、この要綱、大体いつごろまでに制定の予定でしょうか。

○議長（安部 重助君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。今後検討になるんですけども、年度内中には制定できたらというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ありがとうございます。それでは、きょうの私の再度の質問の趣旨も捉えていただいて、年度内を目標にお願いしたいと思います。

それでは、2の2に移ります。集落等に設置するAEDの購入補助制度についてということで、これはことしの3月の定例会で一般質問をしました。私自身は、各集落に公費でAEDを設置をということでお願いしたんですが、現在のところは集落への公費での配備は考えていないということで、それならば、設置を希望される集落への補助制度の考えはないかということで、予算的なこともあるので即答はできないけれども、補助制度ができないかということは前向きに検討させていただきたいという答弁をいただいておりますが、その後はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

3月定例議会の一般質問でも、各集落にAEDの公費設置をとの質問をいただきました。現在、神河町内でAEDを設置しているのは40カ所ですが、地域、台数にも開きがあるのが現状でございます。神河町としましては、多くの方が集まる社会教育施設や観光施設、また学校教育施設を優先して配備をしておりますが、AEDを必要とする事案の発生は、いつどこで発生するかはわかりません。まずは救急車の要請、心肺蘇生による心臓マッサージを施しながら、AEDの到着を待つことが重要と考えております。御質問の集落等に設置するAEDの購入補助制度についてでございます。兵庫県内で補助制度を実施している自治体を調べましたところ、播磨町、加東市、三木市、川西市、西脇市、多可町が実施されております。神河町でも、防災、安全安心の観点から、各区単位でAEDの購入設置を希望される場合の補助要綱を整備したいと考えております。なお、購入後に発生する定期的なバッテリーやパッドの交換などの消耗品や修理費等については、各区負担と考えております。また、この補助制度については、財源措置、補助率等を十分検討する必要もございますので、令和2年度を目途に実施したいと考えております。このAED補助制度の導入により、一人でも多くの命が助かることを期待いたします。また、AEDの設置とあわせて、心肺蘇生法講習会等について、年1回は実施していただくようお願いしてまいります。

以上、澤田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、令和2年度を目途に実施したいということですが、これは令和2年度の4月から、こういう補助制度が始まるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ことしの3月に質問をしたわけなんですけれども、来年度の今、予算を迎える時期ということで、再度の質問をさせていただきました。住民の皆様方の安全安心につながれば幸いです。ありがとうございます。

きょう1番目、2番目と質問をさせていただいたのは、やはりちょうど来年、今から予算に向けての時期ですので、そういうタイミングで質問をさせていただきました。それと1点目については、今後第2次の戦略の策定が始まるという時期ですので、恐らくその委員会には、私自身のこういう意見というのはなかなかその場では言えない状況でしたので、一般質問という形で質問をさせていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、6番、小島義次議員を指名します。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島でございます。通告に従いまして、3点についてお伺いいたします。

まず最初に、このすばらしい神河の教育を持続していくためにということでもありますけれども、毎年のことですが、9月1日は、長い夏休みが終わって2学期の始まりとなりました。ことしは2日が始業式でしたが、学校にとってはいろいろと心配な時期でもあると思います。児童生徒が全員元気に登校してくればいいのですが、そうでない場合も見受けられます。本町における2学期初めの児童生徒の出席状況について、教育長にお伺いいたします。不登校や欠席などはありませんでしたでしょうか。実態を、中学校、小学校別にまとめてお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

町内各学校では、長い夏休みが終わり2学期がスタートしております。2学期当初の出席状況でございますが、学校に確認をしたところ、数名の欠席者はありましたが、ほぼ全員が元気に登校をしております。近年、特に夏休み明けの2学期始まりにつきまし

ては、登校に関しまして悩みや不安を抱える児童生徒がふえており、町内の各学校でも対応に努めているところです。夏休みの終盤に各学校では登校日を設け、子供たちの状況を把握するよう努めたり、特に気にかかる子供には、新学期前に家庭訪問や電話連絡等をし、不安を取り除いたり安心して登校できるよう助言を与えたりしております。また、始業式当日に欠席した児童生徒については、学校で一人一人状況把握をしております。今後も児童生徒一人一人に目が行き届くようにし、適切な指導や支援が行えるようにしていきたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今、回答がありましたように、人数がこのように少ないのも、町内の学校に勤めておられる先生方の大変な努力のおかげであると思っています。その先生方の最近の勤務内容は、数年前よりと異なりますか、学習指導要領が改訂されるたびに、一段と複雑で仕事もさらに多種多様になっていると聞きます。特に、小学校においては、道徳の教科化、高学年では英語科学習の導入など、授業時数の増加があります。また、保護者の価値観の多様化による対応の仕方、さらに核家族やシングル保護者など、家族数の減少による子供の環境の変化もあります。それに対しての教材研究や研修も多くなっております。そして中学校では、教材研究はもちろん、部活動による勤務時間の延長などで、私的な時間もほとんどとれないという厳しい中で、先生方は頑張っておられると思います。

ある総合誌では、学校過労死の実態という記事で、教師の厳しい勤務実態に迫った記事が出ておりました。いわゆる給特法により、長時間の時間外勤務も、これは自主的な活動とされており、過労死が表に出てこないとの内容でした。最近では若干の改善も見られると思いますけれども、そこで本町では、過労死とまではいかないとしても、教師の健康状態の実態はどうかということ。その把握されている範囲で教育長にお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

教師の健康状態の実態ということでございますけれども、教職員の健康管理につきましては、学校保健安全法の第15条で、学校の設置者は毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならないと規定されております。神河町でも教職員に対して、年に1度は人間ドックまたは集団健診を受診するよう指導をしております。学校保健安全法とあわせて労働安全衛生法において、一般企業と同様に労働安全衛生管理が求められております。教職員50人以上の学校には、衛生委員会の設置や産業医の選任が義務づけられておりますけれども、神河町においては教職員50人以上の学校は、御存じのようにございません。50人未満の学校につきましては、職場における労働者の安全や健康

管理などを担当する衛生推進者を選任することになっておりまして、管理職がその任に当たっております。また、産業医の選任義務はないわけですが、現在は神河町では1人の産業医を選任し、健康診断等の結果について教職員一人一人の状態を把握していただき、今後の指示をいただいております。指示を受けました職員につきましては、校長を通じて再検査あるいは治療を受けるように指導をしております。全体的には再検査、治療が必要な教職員もおりますけれども、特に勤務に支障を来すような状態の教職員はおりません。心身の健康を保つためには、今お答えさせていただいたソフト面だけでなく、施設設備といったハード面での労働安全衛生環境整備も重要であり、教育委員会では、教職員が適切な環境で勤務できるよう、空調設備を整えたり必要な物品をそろえたりして支援を行っております。教職員の心身の健康は、健全な教育活動の基礎となるものでございます。先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、子供たちとしっかり向き合う時間ができるよう、今後もしっかりと教職員の健康管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろな方法で健康管理に努めていただいていることと思います。その中で、全体的には再検査あるいは治療が必要な教職員も若干おられるということですが、これが長じて勤務に支障を来すようになれば、これはちょっとぐあいが悪いということになりますので、その再検査とか治療が必要だと言われた教職員の方、先生方ですね、個人的にはやっぱり検査されているのでしょうか、治療とか。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えさせていただきます、教育長、入江でございます。やっぱり教職員のほうも、若い教職員も入ってきてはいるんですが、年齢層がだんだん高くなっておることも事実でございます、やはり健康診断あるいは人間ドックでそういう要精検やなど、要治療やなど、再検査やなどという教職員も確かに数%ではなくて、数十%ぐらいおりますけれども、適切に校長を通じて、再検査してこいよと、それから精検必ずしてこいよということは、声かけを必ずして、早目早目に自己管理、健康管理するように働きかけております。それで、先ほど申し上げましたとおり、勤務あるいは授業等に支障が出ているという、健康上から出ているということではございませんので、学校現場のほうでもその辺につきましても、もちろん今、御指摘がありましたように、労働時間等につきましても非常に厳しいものがございますが、その労働時間の縮減等ともあわせて、健康管理にも十分配慮をして行っているというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。私は、今、教育長が申されまし

たように、教師が健康であることということがとても大事であるということで、先生方が元気でないと、子供たちへの十分な指導はできないとっております。また、時間的な余裕がないと、教師みずからの研さんも十分できないとっております。本町には優秀な先生が多く勤務されていますが、その先生方がさらに神河の子供たちを伸ばしていこうとの意欲を持って教育に当たってもらうために、行政としてどうすればよいのかということ。目に見えるハード面での環境はとてもよくなっていますが、ソフト面での環境をどう整えていくのか、心理的な面を含めましてですけれども、先生の中で、もう限界と、もう苦しいと、そういう声を上げることのできる環境づくり、そのためにどうするかということ。そして神河町の学校に来たら、素晴らしい教育ができると思ってもらえて、優秀な先生がさらに集まってこられるというような学校に、どう環境づくりをしていくかということだと思います。地域をよくするのも悪くするのも教育と言われていきますように、学校が地域に与える影響もまた大きいと思います。そんな学校づくりについてのお考えを、町長にお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は常々、神河町の将来を担う子供たちのために、本物を見せること、本物を体験させることで、より豊かな感性や新たなアイデアを生む力などを育むとともに、子供たちが夢を持って生きていくことにつながると、事あるごとに言い続けているところでございます。あわせて、学校職場の先生方が、自分自身の生き方や子供たちとの向き合いの中で、一緒に成長できることがとても重要であると考えています。また、先生方は、自分の意思で赴任する学校を選ぶことはできないと思いますが、神河町で教育をしたい、また神河町に住んでみたいと思っただけのような教育環境づくり、まちづくりに努めてまいりたいと常に考えております。

詳細につきましては、教育長から御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは引き続き、議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、先生方が意欲を持って教育に当たっていただくために、行政としてどうすればいいのかということについてでございますが、近年の学校における教職員の働き方につきましては、先ほど御指摘にもあったように、また世間でも大きく取り上げておりますとおり、今の先生方は大変な状況にあることは、議員御承知のとおりでございます。特に少子化が進む中で、小規模校を抱える神河町では、1校当たりの先生数が少なく、大きな学校に比べ、1人の教師が担当する業務は格段に多くなります。担当が多くなる分、出張や研修など回数がふえまして、大きな学校よりはるかに多くなっております。そこで先生方の負担を少しでも軽減するため、町といたしまして、学校への校務支援システムの導入、スクール・サポート・スタッフの配置、中学校での部活動外部指導員の

採用、定時退勤日の設定、会議時間の短縮、お盆における学校閉庁日の設定など、業務改善に取り組んでいるところでございます。また昨年度より、業務改善アドバイザー派遣事業を活用いたしまして、業務改善の一層の推進に取り組んでおります。業務改善を図ることで、子供たちに向き合う時間が多くとれたり、有意義に活用できる御自分の時間が、先生御自身の時間が持てたりと、先生方の人生を豊かにしていただきたい、あるいは意欲を持って教育に当たっていただきたいという思いで、さまざまな取り組みを進めております。

次に、神河町の学校に来ていただいた先生方には、素晴らしい教育ができると思ってもらえ、優秀な先生が集まってくるような学校づくりということについてでございますが、神河町には何よりも素晴らしい緑豊かな自然があるということでございます。ゆったりと流れていく時間、マイナスイオンに包まれた空間など、田舎ではございますけども、恵まれた自然環境の中で子供たちは生活しておりますし、先生方にとりましても、このような環境の中で子供たちと一緒に学校生活を送っていただくことは、素晴らしい時間になっているのではないかと考えております。また、先ほど町長が申されましたが、子供たちは本物に触れることが大切であると、私も思っております。たくさんの方の事を吸収できる若い時期に、芸術や文化、スポーツなど、本物に触れることで情操教育が図られ、心豊かな人間に成長できると考えます。先生方にも、子供たちと同じようにこのようなことを通して、教師としての成長を図り、今後の指導に生かしていただきたいと願っております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。子供たちの健やかな成長のために、ハード面、ソフト面から、またできるところからサポートをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。通学路の安全点検についてです。これは犯罪を防ぐ観点からの質問ですけれども、毎年通学路の安全点検をされていると思いますが、その観点、いわゆるチェック項目があると思いますけれども、その項目はどのような内容でなされているのかということです。教育課長にお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

通学路の安全点検については、近年国内において、子供たちにかかわる痛ましい事件や事故が相次いで発生していることから、通学路の安全確保のため、より一層の注意を払って取り組んでいるところでございます。具体的には、毎年学校やPTAによる安全点検の結果報告や、地域からの要望などを取りまとめ、福崎警察署、姫路土木事務所や学校、役場関係課で構成する通学路交通安全対策協議会において協議を行っております。

対策が必要な箇所については協議を行うとともに、合同点検が必要な場合は、現地確認を行い、すぐに対応できるものは対応し、そうでないものについては県に要望するなどの対策を講じております。

チェック項目の内容でございますが、点検については、交通量や歩道の有無、道幅などの通学路の状況を確認し、子供たちが通学する上での危険箇所がないかということを中心に置いて確認をしております。最初にも申し上げましたとおり、子供たちの登下校時の事故もふえておりますので、気持ちを引き締めて取り組みたいと思っております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。これから秋になりまして、日暮れも早くなってまいります。私は回答のありました内容、いわゆる危険箇所がないかどうかを重点的にチェックしてるということにつけ加えまして、犯罪を防ぐ面から、点検をさらに深くされてはどうかと思います。いわゆる誘拐、性犯罪、いじめ、かつあげを引き起こす犯罪者、これらは本町ではないと思いますが、この特徴は、捕まりたくないと思っているということです。これを逆にとって、犯罪者が捕まらないと思う場所に注目し、そこから防犯対策を構築する立場、それが犯罪機会論だそうです。捕まらないと思う場所を減らせば犯罪も減るというわけです。具体的には、入りやすく見えにくい場所が要注意地点だそうです。例えば壁に囲まれた自転車置き場などは、誰でも入れて周りから見えにくいと、また公衆トイレも要注意だそうです。男女が隣り合わせ、そして多目的トイレが隣接されていることも多いといえます。そのため、尾行したりする犯罪者が目立ちにくく、都市部では、多目的トイレに子供を連れ込む犯罪者が後を絶たないと言われております。このような入りやすく見えにくい場所はないかとの観点も、犯罪を予防する意味から、入れてはどうかと思います。この点について、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

犯罪を防ぐ面からの点検ということでございますが、先ほども申し上げましたが、昨年来から痛ましい事件、事故が相次いで発生しております。特に、昨年5月に新潟県で発生しました、小学2年生の女兒が下校中に連れ去られた事件を受けて、通学路に限らず防犯上危険であると思われる箇所について、昨年の秋に警察と学校と教育課で点検を実施いたしました。また今年度は、本年6月に大津市で発生した園児の散歩中の交通事故を受けて、お散歩コースなどの点検も予定をしております。まだまだ危険な箇所はたくさんあると思われますので、引き続き警察、学校、地域と連携をして、より一層の安全点検、安全対策を講じていきたいと考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 現在、小学校では一斉下校しておりますけれども、一番遠い家の子は、最後は1人になってしまうということが当然ありますね。そういう姿を私も時々見かけます。それで、保護者の皆さんにも、ぜひ子供たちと一緒に通学路や地域を歩いたり、買い物や散歩をしながら、入りやすく見えにくい場所がどこかを探したり、危ない場所ではどうしたらいいだろうかと話し合うことを、ふだんから実践してほしいというようなことを思っておりますが、そういうことを機会あるごとに伝えていただければいかがでしょうか。そういう伝える機会はあるでしょうか。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。ありがとうございます。子供たちの安全につきましては、日々から学校のほうでも指導を重ねておりますし、注意を呼びかけておるところでございます。ただ、今、議員御指摘のように、やっぱり細部まで見ていきますと、危険を伴う、危険でなくても最後は一人になるというような下校の様子ももちろんございます。その辺につきましては、地域の皆様あるいは保護者の皆様と一緒に考えていくことが必要だということは、今御指摘のとおりでございます。私も通勤途上など、子供たちの登校の様子なども見ておりましたが、例えば神崎小学校へ通っている東柏尾のところ、通っている子供たちも集団で登校しておりますけれども、歩道のできただけ家側といいますか、道側から離れたところを一行でずっと通ったり、そういうことを見かけましたが、多分学校のほうで、やっぱり歩道もあそこ広うございますので、通るときには道からちょっと離れたところを通れよと、少しでも安全な場所を通れよというような指導もしてくれているのかなというふうに思っております。下校のときも、できるだけ集団で帰ってる姿もよく見かけますけれども、そのような子供たちへの働きかけにあわせて、今御指摘ありましたような保護者、地域を巻き込むような機会をできるだけ、学校ともまた協議しながら、働きかけを、防犯的な観点からの安全指導と申しますか、そういう機会もつくれないかということ、また考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。そういう機会をつくっていただきたいと、あると思えますけど、例えばPTA総会の場とか、それから学級懇談会等で、そういう子供たちの安全に対する配慮を、まず保護者がみずからしていかなければ、子供たちは自分の身を守るすべを学ぶことができないということと思っておりますので、そういう機会を多くつかまえていただきまして、また保護者にも啓発をしていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。イベントの後の結果の検証あるいは分析についてですけれども、本町では年間を通じて多くのイベントを開催されていますが、これも町長がよく言われております交流人口をふやす一環として、有効な方法かと思えます。恒

例となりつつあるヒルクライムや銀の馬車道に関する粟賀町でのイベント、また夏祭りなど、他町からの来訪者も多くありまして、にぎやかに開催されていることは頼もしい限りです。このイベントは、町が主催している場合やあるいはその他各種団体が主体になって行われている場合など、形態はいろいろあると思います。町主催のイベントは、主なものでも年間何回ぐらい、また各種団体主催のイベントは年間何回ぐらい開催されているか、わかっている範囲でお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課商工観光特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。それでは、小島議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

地域振興課が関係するイベントにつきましては、4月の桜華園のさくらまつりから始まり、令和元年度で24件のイベント回数となっております。イベントの実施につきましては、指定管理者や各団体、またイベント実施のための運営委員会や実行委員会の主催で実施をいたしております。それ以外では、他課また各団体においても、地域活性化、地域集落の活力維持のための活動に重点を置いたイベント等を実施されております。一応把握している分につきましては、それらが20から40件程度あるのではないかと考えております。

以上で、小島議員さんの質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。年間たくさんのイベントをしていただいて、たくさん町外からも客が来ているということは、大変ありがたいことだと思います。峰山スキー場とか、ヨーデルの森など、年間通しての観光施設では、今言われましたように、経済効果はその経営から見てとれると思いますけれども、年に1回程度のイベントでは、なかなか経済効果は把握しにくいものがあると思います。しかし、イベントを行った結果の検証や分析は必要かと思いますが、今までに検証とか分析をどのぐらいされたかということ、またどのような内容の分析をされたかということをお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課商工観光特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

検証、分析につきましては、それぞれイベント実施後に参加者やスタッフからの意見、また反省点などを集約を行いまして、次回の開催に反映してイベントの充実を図っているというのが現状でございます。また、ヒルクライムやマラニックなど、参加申し込みが必要なイベントにつきましては、申し込み事項にある住所や年齢、性別などを分析して、次の募集や開催内容に反映をいたしております。また、アンケートを実施したものについては、次回の調整、開催に反映する材料として、また内容によっては観光客のニーズや動向などを把握する材料といたしております。ただし、アンケートの実施なんで

すけども、イベントを楽しまれている来場者から安易に回収することは難しく、またプレゼントなど特典をつけたり、スタッフが積極的にお声がけをしても、なかなか回収できないのが現状でございます。ちなみに、今回のヒルクライムの際のアンケートにつきましても、500人ほどの参加で50件程度、約1割ぐらいの回収でございました。スタッフがいろいろお声がけをするのですが、回収率がかなり低いという状況になっております。また、さらにプレゼントなど特典に対する予算やスタッフの人数確保も難しいため、現状ではアンケートを実施しているイベントは、数が少ない状況でございます。

以上で、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。たくさん解析、分析をしていただいて、大変難しいところを反省してもらって、それを次にどう生かすかと、それが将来の神河町の発展にもつながっていくものだと思いますので、またお手数かけますけれども、しっかりとまた解析していただきたいと思います。

せんだって、商工会との懇談会がありました。そのときに、イベントはいろいろされていますが、その結果が見えてこない、地域にどのぐらい来場者がお金を消費されているのか、そのあたりのことが知りたいし、来町者にはもっとお金を使ってほしいというような御意見もありました。町主催のイベントに限らず、各団体のイベントであっても、実施後の検証や分析は、今後の実施のためのPDCAのもととなるものであり、特にCとAは欠かせないものだと思っております。経済効果として、来町者がお金を本町で使った額や効果を検証することは、今後どのようなニーズがあるのかを予想すること、また効果的な仕組みをどう取り入れていくかの対策にも必要だと思います。交流人口をふやすために、このような分析は大事ではないかと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

経済効果についてですが、正式には経済波及効果といわれ、多角的な資料をもとに複雑な計算を経て算出されます。端的に言うと、イベントによる直接効果のほかに、一次波及効果、二次波及効果などが及ぼす生産誘発額を試算し、最終的にGDPにもたらされた変化をあらわすこととなります。これら経済波及効果を正式に算出するためには、試算に必要な資料の収集を行った上で、専門的な機関や専門家に算出していただく必要があります。これまで当町では、スキー場がオープンする2年前と1年前に、兵庫県の補助事業を受けて、峰山高原で二、三カ月間の冬季イベントを開催しました。その際、兵庫県の統計課の御協力により、経済波及効果を算出いただいたことがございます。具体的には、兵庫県のお声がけにより兵庫県立大学政策科学研究所が、スキー場オープン前の平成27年12月17日から平成28年3月13日の88日間に、神河町が取り組んだ冬の大河内高原魅力創出プロジェクトで、イベント参加者にアンケート調査等を行

った結果、兵庫県内では3億3,000万円、そのうち神河町内では2億4,000万円の経済効果があったと算出されました。その際の1人当たりの消費支出額は、宿泊者で平均2万4,169円、1人当たり。日帰り者は1人当たり平均5,651円の算出がされています。詳細はともかく、これらの調査はイベントの参加者アンケートに基づく調査研究ということから考えますと、大変重要であると考えております。

また、神河町が取り組んでいます若者世帯向け住宅取得支援事業では、平成28年度で15件、平成29年度で23件、平成30年度で29件、合計67件がこの事業を利用されました。1件当たり2,500万円の家が建ったと仮定しますと、16億7,500万円のお金が動いたということになり、町内業者施工や町内業者の下請を半分と見積もっても、8億円余りは神河町への直接的経済効果があったと考えられます。また、神河町の夏の一大イベントである夏まつりには、7,000人の来場者がございました。多くのボランティアの皆様を支えられた一大イベントですが、ボランティア経費を一切見ずに、会場での1人当たりの消費支出額を2,000円と仮定をした場合、1,400万円のお金が動いたこととなります。近隣商店などへの経済効果もあるものと考えています。指定管理者が行うイベントにつきましても、満足度を高めることから、売り上げに結びつくものとしてさまざまな取り組みが考えられています。引き続きにぎわいづくり、活力づくりに努め、多くの人が集うまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

先日、商工会と議会との意見交換会をされた際に、商工会のほうから経済効果が見えてこないという、そういった御意見もあったようでございますが、それこそ商工会と行政一緒になって、その経済効果について具体化というか、見える化を図るべきものというふうに考えております。行政だけではなかなか難しい部分もあります。商工会も一緒になって協力いただくことで、見える化が図れるものと考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今、町長から回答のありました件ですね、こういう効果があったと、こういう分析をしたというようなことを、いろんな広報等で町民の皆さんにお知らせはされていると思いますが、具体的にもっといろんな方向で、町民の皆さんにわかるように、こういう効果があったということ、もっとPRしていただければどうかなと思っております。

いわゆる町長が言っておられる交流人口をふやして、町を活性化させ、また経済効果を上げるためにも、細かなことで手間もかかりますが、現状の課題をデータ分析や検証などで明確化しながら、知恵と努力で将来へ持続できるまちづくりをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。あすから9月26日まで休会したいと思いますが、これに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから9月26日まで  
休会と決定しました。

次の本会議は、9月27日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。どうも御苦労さまでした。

午前10時39分散会

---